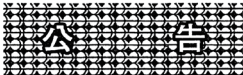


別表中	13,194	を	13,274	に改める。
	18,688		18,748	
	11,534		11,582	
	17,911		18,027	
	8,722		8,759	
	17,120		17,168	
	7,276		7,307	
	5,894		5,903	
	21,275		21,396	
	18,183		18,308	
	39,574		39,822	
	20,419		20,476	
	8,065		8,098	
	26,986		27,104	
	6,295		6,311	
	22,140		22,239	
	6,945		6,983	
	8,357		8,385	

選挙管理委員会



公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、須坂市役所において縦覧に供します。

令和7年7月14日

長野県知事 阿部 守 一

農業振興地域名	変 更 区 域	変更面積 (ha)	
		増	減
須 坂	須坂市九反田・福島・井上地区	—	63
	須坂市八重森・五閑・高梨地区	—	5

農業政策課

公告

県営北城南部地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営北城南部地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営北城南部地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年7月28日までに白馬村農業委員会に申し出てください。

令和7年7月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 県営北城南部地区土地改良事業変更計画の概要
- 2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年7月14日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 許可番号
令和6年10月16日 長野県松本建設事務所指令6松建第10-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高柏原1550-4、1550-6、1550-8、1550-12、1553、1554、1555、1556-1、1557-1、1557-2、1557-3、1558-1、1558-2、1558-3、1559-1、1559-2、1560-1、1560-2、1561-1、1561-2、1561-3、1578、1579、1580、1581
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡白馬村大字北城6330-3
さくら不動産株式会社 代表取締役 橋本 旅人

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年7月14日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 許可番号
令和7年5月23日 長野県松本建設事務所指令7松建第61-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市三郷温3044-5、3044-7、3044-25、3046-2、3046-10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市三郷小倉3941
有限会社ノモト 取締役 野本 正夫

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年7月14日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

1	許可年月日・番号 令和7年4月3日 長野県指令6都第30ー10号
2	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 塩尻市大字塩尻町字焼町1703ー9
3	開発許可を受けた者の住所及び氏名 塩尻市大字上西条370 小 松 稜
都市・まちづくり課	

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和7年7月14日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 指 定 番 号 佐久第421号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和7年5月8日
- 4 指定道路の位置 北佐久郡御代田町大字御代田字雨池4025ー2
- 5 指定道路の延長 14.25 メートル
- 6 指定道路の幅員 4.85 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和7年7月14日

長野県上田建設事務所長 片 桐 剛

- 1 (1) 指 定 番 号 上田第746号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和7年6月4日
- (4) 指定道路の位置 東御市常田字伊豆宮78ー1
- (5) 指定道路の延長 85.18 メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.28 メートル
- 2 (1) 指 定 番 号 上田第747号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和7年6月17日
- (4) 指定道路の位置 東御市常田字コヲロソイ 759ー3、759ー3先、760ー2、760ー2先、761ー1、761ー1先、田中字山道903ー4、909ー3、903ー4先
- (5) 指定道路の延長 82.02 メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.09～6.29 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和7年7月14日

長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

- 1 指 定 番 号 諏訪第1062号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- 3 指定の年月日 令和7年6月25日
4 指定道路の位置 茅野市玉川字藤ツカ 3590-20、字藤塚3591-7
5 指定道路の延長 35.15 メートル
6 指定道路の幅員 6.04 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和7年7月14日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

- 1 指定番号 伊那第640号
2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日 令和7年5月14日
4 指定道路の位置 伊那市山寺2407-4
5 指定道路の延長 34.90 メートル
6 指定道路の幅員 4.29 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和7年7月14日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 指定番号 松本第394号
2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日 令和7年6月25日
4 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛1421-12、1422-1、1422-9、1423-1
5 指定道路の延長 73.33 メートル
6 指定道路の幅員 4.88 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和7年7月14日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 1 (1) 指定番号 長野第890号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年5月12日
(4) 指定道路の位置 千曲市大字内川字内川384-7、384-8、384-9、384-10、384-11、384-12、384-13
(5) 指定道路の延長 33.19 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.85 メートル
2 (1) 指定番号 長野第891号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年5月15日
(4) 指定道路の位置 千曲市大字上徳間字町尻607-8、607-9、607-10、607-11、607-12、607-13、607-14
(5) 指定道路の延長 28.19 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.85 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり廃止しました。
令和7年7月14日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 廃止した指定道路の指定番号 長野第722号
- 2 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 廃止年月日 令和7年6月2日
- 4 廃止した指定道路の位置 千曲市大字戸倉字淀160－1
- 5 廃止した指定道路の延長 86.60メートル
- 6 廃止した指定道路の幅員 4.50メートル

建築住宅課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。
令和7年7月14日

長野県教育委員会教育長 武田 育 夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム利用業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県教育委員会事務局高校教育課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692－2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年5月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社システム研究所
(2) 所在地 福井県福井市御幸2丁目17－25
- 5 随意契約に係る契約金額
220,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和7年7月14日

長野県警察本部長 鈴木 達 也

- 1 入札に付する事項
(1) 借入をする物品等及び数量
議会用端末一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

入札額は1月当たりの賃貸借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事管理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinnsa.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県警察本部警務部情報管理課
電話 026 (233) 0110 内線 2421

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月3日（水）午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和7年9月2日（火）午後5時
イ 提出場所 長野県警察本部専用郵便番号 380-8510
長野県警察本部警務部情報管理課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書等に定める書類を、令和7年7月22日（火）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

- 政令第167条の 16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定します。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
A set of computer apparatus for parliament
- (2) Lease Duration:
From October 1, 2025 until September 30, 2030
- (3) Delivery place:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender ; description/conditions/and other inquiries:
Information Management Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural Police Headquarters,
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL: +81-26-233-0110, Ext. 2421 (Japanese only)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 2:00 p.m., September 3, 2025
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00 p.m., September 2, 2025
Place: Information Management Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural Police Headquarters,
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

情報管理課

正 誤			
令和 7 年 6 月 30 日付け号外別冊「長野県の財政状況及び長野県公営企業の業務状況」中			
ページ	行 (箇所)	誤	正
30	表中	55,139	53,368
30	表中	1,234,701	1,232,930
31	表中	55,139	53,368
31	表中	477,062,870	477,061,099

財 政 課